

令和2年度  
起業チャレンジ応援事業  
(高成長枠)

募 集 案 内

令和2年7月

## 目 次

●制度の目的	1
●応募対象者	1
●助成対象事業	1
●助成事業の対象期間	1
●助成金の交付条件等	1
●助成対象経費	2
●応募の方法	2
●審査方法等	4
●事業計画の評価のポイント	4
●助成事業者の義務	4
●交付決定以降のスケジュール	5
●助成対象外事業	7
●新潟県内民間スタートアップ拠点の連絡先一覧	8

## ●制度の目的

高い成長性が見込まれる事業に取り組む起業希望者等に対し、民間スタートアップ拠点のネットワークを活用した支援を行い、成長を加速させることを目的とします。

※「起業希望者等」とは、起業希望者や起業間もない者を指します。

※「起業間もない者」とは、公募開始日（令和2年7月1日）以降に会社を設立した者を指します。

## ●応募対象者

創業事業計画に基づき県内で起業する者。

※公募開始日以降に、県内において会社を設立すること。  
(会社設立期限：令和3年2月20日)

※個人事業主の「法人成り」は対象外です。

※申請時において、会社またはほかの団体等に所属する者（代表者及び役員を含む）は、交付決定2ヶ月以内に、所属する会社、団体等を退職することが必要です。

※本事業で対象とする法人は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、特定非営利活動法人、一般社団法人とします。

※事業承継による開業予定者も対象ですが、三親等以内の親族からの事業承継の場合は対象外です。

## ●助成対象事業

この助成金の対象となる事業は、次に掲げる事項に該当する成果が期待され、そのことを民間スタートアップ拠点から確認された事業です。

- 1 高い成長性が見込まれる事業計画で、県内経済の向上に対し著しい効果が見込まれるもの
- 2 民間からの資金調達が見込まれるもの
- 3 助成対象外事業での起業ではないこと

## ●助成事業の対象期間

交付決定日から令和3年2月20日まで

## ●助成金の交付条件等

### ○助成限度額及び助成率

- ・ 起業に必要な経費（下限額を50万円とする）の2分の1以内で、民間スタートアップ拠点による伴走支援を受けて調達できた民間資金と同額（500万円を上限）を助成します。

- ・助成金の交付は経費の支払を終えた後の精算払です。

## ●助成対象経費

### 1 助成対象経費の内容

下記のうち、助成事業の対象期間内に契約、取得、支払が完了する経費が対象です。

経 費 区 分	助 成 対 象 経 費
事業拠点開設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費</li> <li>・事業所の増改築費 <u>※新築工事費は対象外</u></li> <li>・事業用車両購入費 <u>※乗用車(3、5ナンバー)は対象外(旅客運送業を除く)</u></li> <li>・法人登記費用(印紙・登録免許税を除く)</li> <li>・消耗品費</li> <li>・その他必要と認められる経費</li> </ul>
事業促進費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費(本人、3親等以内の親族を除く)</li> <li>・賃借料</li> <li>・光熱水費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・その他必要と認められる経費</li> </ul>

### 2 助成対象経費の支払方法

銀行振込み、銀行口座振替、小切手、自己振出の約束手形のいずれかで行ってください  
(※現金による支払は認められません)。

## ●応募の方法

### 1 申請書類の入手方法

NICOホームページ(<https://www.nico.or.jp/>)からダウンロードできます。

### 2 申請書類の作成

以下の書類を作成してください。なお、申請書の作成に際しては、民間スタートアップ拠点のメンターが作成等の相談に応じます。

※民間スタートアップ拠点の連絡先は8ページをご覧ください。

- ・起業チャレンジ応援事業(高成長枠)交付申請書
- ・起業チャレンジ応援事業(高成長枠)事業計画書
- ・事業経費の内容及び助成金交付申請額
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住民票、パスポート等)のコピー
- ・個人情報取扱い同意書
- ・暴力団の排除に関する誓約書
- ・許認可・免許を伴う業種の場合、許可証・免許証等のコピー

### 3 民間スタートアップ拠点への提出・確認書の交付

2で作成した書類を、県内の民間スタートアップ拠点に提出してください。

(締切：令和2年8月14日(金))

民間スタートアップ拠点のメンターが書類の確認を行い、要件に合致すると判断した場合、「起業チャレンジ応援事業(高成長枠)確認書」を交付します。

### 4 NICOへの申請書の提出

以下の書類をNICOに提出ください。

(締切：令和2年8月31日(月)17時30分必着)

- ・起業チャレンジ応援事業(高成長枠)交付申請書
- ・起業チャレンジ応援事業(高成長枠)事業計画書
- ・事業経費の内容及び助成金交付申請額
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住民票、パスポート等)のコピー
- ・個人情報取扱い同意書
- ・暴力団の排除に関する誓約書
- ・許認可・免許を伴う業種の場合、許可証・免許証等のコピー
- ・起業チャレンジ応援事業(高成長枠)確認書  
(上記3のとおり、民間スタートアップ拠点から交付)

※事業の内容がわかる、説明資料の提出も可能です。

**注意** 提出書類(各種計画書、免許証、修了証書、図面等含む)はすべて、日本工業規格A4版で作成して下さい。

### 5 応募期間

令和2年7月1日(水)～令和2年8月31日(月)17時30分必着

※提出は簡易書留による郵送または持参してください。

#### 【申請先・お問合せ先】

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階  
(公財)にいがた産業創造機構  
産業創造グループ 創業・経営革新チーム 渡部(わたなべ)  
TEL 025-246-0051(直通) FAX 025-246-0030

※民間スタートアップ拠点の連絡先は8ページをご覧ください。

## ●審査方法等

提出された書類をもとに、民間スタートアップ拠点等外部専門家の審査員が書面審査及びヒアリングによる審査を行い、その審査結果を参考に採択を決定します。

※新型コロナウイルスの感染拡大による影響を鑑み、ヒアリング審査はオンライン会議など接触を極力行わない方法で実施します。

## ●事業計画の評価ポイント

申請された事業計画については、以下のポイントを重点に評価を行います。

- (1) 創業事業計画の成長性
- (2) 創業事業計画の実現可能性
- (3) 創業事業計画の社会性
- (4) 創業事業計画の民間資金調達可能性

※採択された場合、申請者名、市区町村名、業種を公表します。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

## ●助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中で中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を機構に納付する場合があること。
- 6 事業により取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付する場合があること。
- 7 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 8 助成事業の実施期間終了後（助成金の受領後）5年間、事業化状況報告を行うこと。

## ●交付決定以降のスケジュール

### 1 採否通知

審査結果を申請者に郵送で通知します。

採択された場合、交付決定日から令和3年2月20日までが助成事業の対象期間です。この間に契約、取得、支払いが完了する経費が助成対象となります。それ以外のものは助成対象外となりますのでご注意ください。

### 2 採択者説明会

助成金交付までのスケジュールや事務手続き、注意点についてご説明します。

### 3 実績報告書の提出（事業の完了後）

助成対象期間内に支払った助成対象経費に関する支払証拠書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）の写しを報告書に添付して提出していただきます。

### 4 助成金の支払

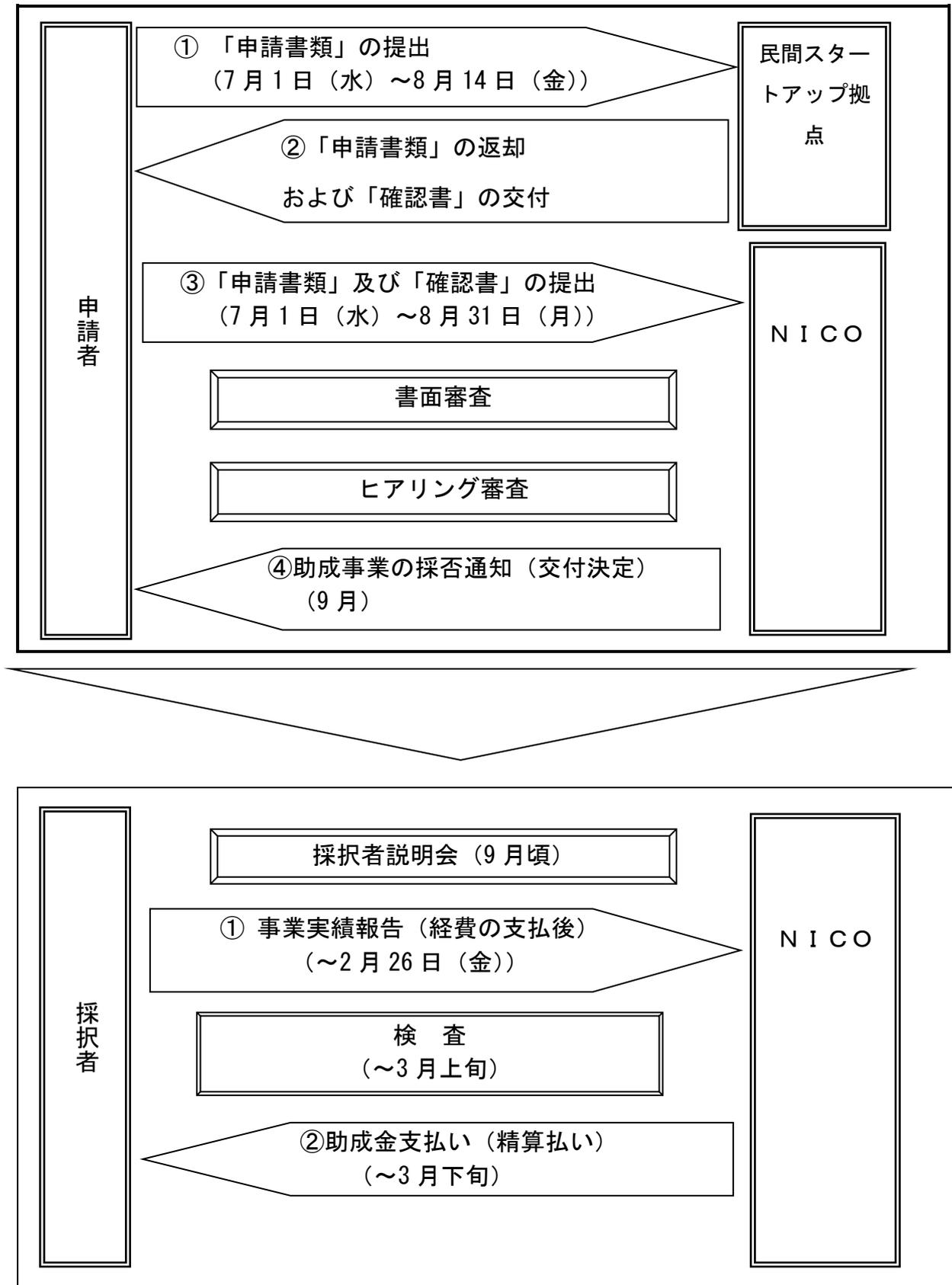
助成金は、実績報告書及び支払証拠書類を提出いただいた後、内容を精査して、助成対象経費として認められるものについて精算払でお支払いします。

### 5 事業化状況の報告（助成事業終了後5年間）

助成事業終了後（助成金の受領後）5年間、各年の事業成果について決算書の写しを添付の上、事業化状況報告書を提出していただきます。また、助成事業に関する随時調査（訪問での聴き取り含む）に、事業終了後もお協力いただく場合があります。

【参考】本事業の流れ

※時期は目安であり、前後する場合があります。



## ●助成対象外事業

- 農業
- 林業
- 漁業
- 狩猟業
- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競争場・競技団
- パチンコホール
- ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸ぎ業
- 場外馬券売場及び場外車券売場
- 競輪競馬等予想業
- 芸ぎ周旋業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 病院
- 一般診療所
- 歯科診療所
- 助産・看護業
- 歯科技工所
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律事務所、特許事務所
- 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所、税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 行政書士事務所
- 宗教・政治・経済・文化団体、LLP(有限責任事業組合)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの
  - ・風俗営業(第1項)  
キャバレー(第1号)、スナック・バークラブ(第2号)、ナイトクラブ(第3号)、低照度飲食店(第5号)等
  - ・性風俗関連特殊営業(第5項)  
店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業

●新潟県内民間スタートアップ拠点の連絡先一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
SN@P (スナップ)	950-0917	新潟市中央区天神 1-1 プラーカ3	025-278-3892
MGNET (マグネット)	959-1289	燕市東太田 14-3	0256-46-8720
asto (アスト)	948-0066	十日町市袋町西 91 番地 1	025-755-5332
taneCREATIVE (タネクリエイティブ)	952-1211	佐渡市中興乙 1427	0259-67-7572